

第65回 定時株主総会 招集ご通知

平成29年2月1日～平成30年1月31日

日時

平成30年4月25日(水曜日)
午前10時
受付開始予定：午前9時

場所

名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 5階大ホール

【目次】

招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
連結計算書類	21
計算書類	24
監査報告書	27
株主総会参考書類	31
第1号議案 取締役7名選任の件	31
第2号議案 監査役2名選任の件	35

(証券コード:3320)
平成30年4月6日

株 主 各 位

名古屋市西区花の木三丁目9番13号
クロスプラス株式会社
代表取締役社長 山 本 大 寛

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございますので、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年4月24日（火曜日）午後6時までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年4月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 5階大ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
 - 報告事項 1 第65期(平成29年2月1日から平成30年1月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第65期(平成29年2月1日から平成30年1月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役7名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

(お知らせ)

◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(当社ウェブサイト <http://www.crossplus.co.jp/>)

(お願い)

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、受付開始時刻は、午前9時を予定しております。

第65期期末配当金のお支払について

期末配当金関連書類を同封いたしておりますので、お受取りくださいますようお願い申し上げます。

当社は、平成30年3月23日開催の取締役会におきまして、期末配当金は、1株について3円とし、支払開始日を平成30年4月9日(月曜日)と決定いたしました。

なお、配当金を「配当金領収証」でお受取りになる株主様におかれましては、払渡しの期間が平成30年4月9日から平成30年5月9日まででございますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所ならびに郵便局(銀行代理業者)でお早めにお受取り願います。

また、口座振込ご指定の株主様は、ご指定口座への入金をご確認くださいようお願い申し上げます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成29年2月1日から
平成30年1月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(平成29年2月1日～平成30年1月31日)におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融政策を背景に企業収益は堅調に推移し、景気は緩やかな回復基調が見られました。しかし、米国の政策運営や欧州の政治情勢等の影響、アジアにおける地政学リスクの高まり等により、先行き不透明な状況となっております。

ファッション業界におきましては、気温低下による防寒衣料需要の盛り上がりや、インバウンド需要で百貨店では高額品が好調に推移する等、一部では明るい話題がありました。一方、衣料品市場では、消費者の節約意識が依然として根強く、厳しい事業環境が続きました。

このような事業環境の中、当社グループは、3ヵ年の中期経営計画の目標である「製造卸売事業の安定した収益基盤の確立」を実現するため、「新規販路の拡大」「生産基盤の再構築」「経営管理基盤の強化」の3つのテーマに取組み、新規の取引先口座の獲得、主力工場の生産管理の見直し、仕入販売管理の強化に努めてまいりました。

売上高は、新規販路の拡大を進めた専門店向けや無店舗向けを伸ばしたものの、量販店、百貨店小売で減少しました。ファッショントレンド商品よりも価格指向の強い商品要望が強まり、販売単価が低下したことから、販売数量増で補うことができませんでした。

利益面では、主力工場への生産集約を進めたことや生産コントロール部による中国工場の巡回頻度を増やし納期や品質の管理を強化したこと、またアセアン地域での生産比率を高めることで原価低減を進めてまいりました。しかしながら、中国での環境規制の影響から、当社が得意とする短納期生産でのモノづくりが行いにくい環境が続きコスト増等で利益を圧迫し、売上総利益率は前年を下回る結果となりました。経費削減では、物流の効率化や小売店舗の整理、東京オフィスビルのフロア集約に伴う賃料削減と自社ビルの賃貸収益化を進めました。

以上の結果、連結業績は売上高627億80百万円(前期比3.6%減)、営業利益は3億85百万円(前期比55.6%減)、経常利益は5億26百万円(前期比40.7%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益に関しては、当社の業績動向等を勘案し、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、回収可能性のある繰延税金資産を計上したことにより、法人税等調整額(△は益)を△2億5百万円計上することで6億66百万円(前期比18.7%減)となりました。

なお、当社グループは、衣料品事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載はしておりません。

販売チャネル別の売上高は、以下のとおりです。

区 分	金額（百万円）	前期比（％）
量 販 店	26,041	△7.4
専 門 店	25,003	+1.2
無 店 舗	6,218	+6.2
そ の 他 卸 売	1,400	△6.9
小 売	4,215	△16.6
消 去	△99	—
合 計	62,780	△3.6

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、52百万円（有形固定資産取得価額ベース）であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、金融機関からの借入金により調達いたしました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、製造卸売事業での安定した収益基盤の確立を進めてまいります。

足元の事業環境における課題は、売上の拡大と利益率の向上です。売上の拡大のためには、新規販路開拓を行い、市場規模の大きい専門店チャネルの増加を目指してまいります。既存販路に対しては、服飾雑貨等の衣料品周辺アイテムを強化し、販売拡大をしてまいります。また、販促と連動した商品展開、魅力のある売場提案をすることで、小売店から信頼されるパートナー関係を構築してシェア率を高めてまいります。

利益率の向上のためには、海外での生産管理業務を強化し、主力工場に生産を集約し納期、品質の安定を進め、コスト削減を進めてまいります。また、IT活用による業務効率化を進め、労働生産性を向上させることで収益改善に努めてまいります。

また、今後の事業の拡大については、当社アパレル事業がもつ販売、生産、貿易、物流の機能をプラットフォームとして活用を進めてまいります。

2018年2月にはメンズを主力としたアパレルODM・OEM事業を行う株式会社サードオフィス社をグループ化しました。株式会社サードオフィスは、企画・デザイン力を強みとしており、当社のプラットフォームを活用することで収益の改善をすすめます。またグループとしてメンズアイテムの拡充、新たな販路の獲得による事業の拡大を進めてまいります。

今後も消費低迷など厳しい事業環境が続くと予想されますが、グループの総力を結集し、企業価値の向上に取り組んでまいります。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第62期 (平成27年1月期)	第63期 (平成28年1月期)	第64期 (平成29年1月期)	第65期 (当連結会計年度) (平成30年1月期)
売 上 高(百万円)	73,434	72,978	65,130	62,780
経 常 利 益(百万円)	△2,480	351	888	526
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	△5,032	648	820	666
1株当たり当期純利益	△687円68銭	88円65銭	112円11銭	91円14銭
総 資 産(百万円)	33,472	33,439	29,581	29,264
純 資 産(百万円)	10,471	9,989	10,892	11,782
1株当たり純資産額	1,430円94銭	1,365円07銭	1,488円56銭	1,608円38銭

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第62期 (平成27年1月期)	第63期 (平成28年1月期)	第64期 (平成29年1月期)	第65期 (当期) (平成30年1月期)
売 上 高(百万円)	64,860	67,021	62,158	60,013
経 常 利 益(百万円)	△2,783	222	886	531
当 期 純 利 益(百万円)	△5,032	598	837	685
1株当たり当期純利益	△687円75銭	81円81銭	114円51銭	93円63銭
総 資 産(百万円)	30,618	31,387	28,089	27,868
純 資 産(百万円)	10,149	9,675	10,709	11,523
1株当たり純資産額	1,386円95銭	1,322円23銭	1,463円58銭	1,572円94銭

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 な 事 業 内 容
ス タ イ リ ン ク 株 式 会 社	50 ^{百万円}	100.0 %	専門店へのODM
客 楽 思 普 勒 斯 (上 海) 服 飾 整 理 有 限 公 司	50	100.0	衣料品の検品、検針、物流加工

(7) 主要な事業内容（平成30年1月31日現在）

当社グループは、クロスプラス株式会社（当社）及び連結子会社2社で構成されており、婦人衣料の企画・製造・販売を主な事業としているほか、服飾雑貨の企画・製造・販売やSPA（製造小売業）を営んでおります。

クロスプラス株式会社の中核事業は婦人衣料の製造卸売販売で、量販店、専門店、無店舗等の幅広い取引先に対し販売を行っております。その他に服飾雑貨の製造卸売販売やデザイナー発信のブランド「49AV JUNKO SHIMADA」、「ATSURO TAYAMA」等の衣料・雑貨を企画、製造し、主に百貨店の直営店舗における販売を行っております。

スタイリンク株式会社は専門店へのODM(相手先ブランドによる企画・生産)販売を行っております。

客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司は中国での当社商品の検品・検針・物流加工を行っております。

(8) 主要な営業所の状況（平成30年1月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	名古屋市西区
東 京 支 店	東京都中央区
店 舗 (注)	国内24店舗 横浜高島屋店等
C P 流 通 セ ン タ ー	岐阜県海津市
中 部 セ ン タ ー	岐阜県海津市

(注) 「49AV JUNKO SHIMADA」、「ATSURO TAYAMA」、「AT」ブランドを展開しております。

(9) 重要な子会社の事業所等（平成30年1月31日現在）

名 称	所 在 地
ス タ イ リ ン ク 株 式 有 限 公 司	本社 東京都港区
客 楽 思 普 勒 斯 (上 海) 服 飾 整 理 有 限 公 司	本社 中国上海市 分公司 中国青島市

(10) 従業員の状況（平成30年1月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
製造卸売	588(459) ^名	+16(△2) ^名
小 売	117(20)	△10(-)
合 計	705(479)	+6(△2)

(注) 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、（ ）内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近1年間の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
629(430) ^名	△7(+4) ^名	40.5 ^歳	14.2 ^年

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、（ ）内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近1年間の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。

2. 平均年齢及び平均勤続年数の数値には、臨時従業員の数値は含まれておりません。

(11) 主要な借入先及び借入額（平成30年1月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	934
株式会社みずほ銀行	776
株式会社三井住友銀行	730
株式会社商工組合中央金庫	295
株式会社大垣共立銀行	251

2. 会社の株式に関する事項（平成30年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 31,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,718,800株（自己株式401,260株を含む）
 (3) 単元株式数 100株
 (4) 株主数 9,510名（前事業年度末比 1,723名減）
 (5) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
辻村隆幸	593,650 ^株	8.11%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	537,500	7.34
クロスプラス社員持株会	343,660	4.69
田村駒株式会社	238,400	3.25
森文夫	224,630	3.06
株式会社ヤギ	218,600	2.98
有限会社シーピーモアー	173,350	2.36
株式会社三菱東京UFJ銀行	166,000	2.26
辻村幸子	138,850	1.89
CP共栄会	136,300	1.86

(注) 当社は自己株式401,260株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式（401,260株）を控除して計算しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

株主総会決議年月日	平成29年4月25日									
取締役会決議年月日	平成29年5月15日									
新株予約権の数	192個									
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式									
新株予約権の目的となる株式の数	19,200株 (新株予約権1個につき100株)									
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない									
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり 1円)									
新株予約権の行使期間	平成29年6月3日から 平成58年6月2日まで									
新株予約権の行使の条件	(注)									
役員の保有状況	<table border="0"> <tr> <td>取締役 (社外取締役を除く)</td> <td>新株予約権の数</td> <td>192個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>目的となる株式数</td> <td>19,200株</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保有者数</td> <td>6人</td> </tr> </table>	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	192個		目的となる株式数	19,200株		保有者数	6人
取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	192個								
	目的となる株式数	19,200株								
	保有者数	6人								

(注)新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」に定める期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2)新株予約権者は、前記(1)にかかわらず、平成58年6月2日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成58年6月3日から平成59年6月2日までに新株予約権を行使することができる。
- (3)その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年1月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本大寛	営業本部長
取締役会長	森文夫	
取締役副会長	辻村隆幸	
常務取締役	北出哲男	営業担当兼生産コントロール部担当
常務取締役	虫鹿宏	経理部兼内部監査室担当
取締役	西垣正孝	人事部、情報システム室、ビジネスサポート部兼経営企画室担当
取締役	大爺正博	株式会社マツモトキヨシホールディングス社外取締役
取締役	江口恒明	
常勤監査役	曾我孝行	
監査役	上野憲一	
監査役	松島博	
監査役	川合正	株式会社オオバ社外監査役

- (注) 1. 取締役大爺正博及び江口恒明の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役松島博及び川合正の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は監査役松島博氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。
 4. 当期における取締役の異動
 (1) 当期における新任取締役
 取締役 西垣正孝（平成29年4月25日就任） 取締役 江口恒明（平成29年4月25日就任）
 (2) 当期における退任取締役
 取締役 小林英三（平成29年4月25日退任）
 5. 当期における監査役の異動
 (1) 当期における新任監査役
 監査役 上野憲一（平成29年4月25日就任）
 (2) 当期における退任監査役
 監査役 中野正道（平成29年4月25日退任）

(2) 責任限定契約の内容の概要

- 当社は、社外取締役大爺正博及び江口恒明の両氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款第27条に規定しており、契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金350万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

- ・当社は、社外監査役松島博及び川合正の両氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款第35条に規定しており、契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
社外監査役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金250万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役分)	9名 (3名)	151百万円 (8百万円)
監査役 (うち社外監査役分)	5名 (2名)	24百万円 (9百万円)
合計 (うち社外役員分)	14名 (5名)	176百万円 (18百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成20年4月24日開催の第55回定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額3億60百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内、なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。）、監査役の報酬限度額は年額36百万円以内であります。また、別枠で、平成29年4月25日開催の第64回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の総額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
・取締役6名 13百万円（社外取締役には割り当てておりません。）
4. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
平成27年4月23日開催の第62回定時株主総会決議に基づき、平成29年4月25日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役に対して支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。
・監査役1名に対して5百万円
（金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労金の繰入額として監査役1名5百万円が含まれております。）

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・該当事項はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役大爺正博氏は、株式会社マツモトキヨシホールディングスの社外取締役であります。なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。
- ・監査役川合正氏は、株式会社オオバの社外監査役であります。なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。

③当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との関係

- ・取締役大爺正博氏は、当社の使用人の三親等以内の親族であります。

④ 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 大爺正博	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しており、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
取締役 江口恒明	平成29年4月25日就任以降に開催された取締役会12回の全てに出席しており、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監査役 松島 博	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監査役 川合 正	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額	27百万円
②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等とを区別しておらず、また実質的にも区分できないため、①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等が含まれています。

2. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査時間・配員計画、報酬見積額の相当性などを確認し、検討の結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制の整備について、当社取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営方針及びコンプライアンスに関する規程等を取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範に順守した行動をとるための指針としております。

その徹底を図るため、取締役会直轄の「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの取組みを横断的に統括するとともに、取締役及び使用人に対し、研修等を通じてコンプライアンスの周知を図ります。

また、内部監査部門は、取締役及び使用人による職務の執行が、法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかどうかを確認するため、内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告します。

その他、法令及び定款に適合しないおそれのある行為や反倫理的行為等について、取締役及び使用人が、通常の報告ラインとは別に直接情報提供を行う手段として、内部通報制度「ヘルプライン」を設置することにより、内部統制システムの強化を図ります。

さらに、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応するとともに、反社会的勢力への対応について適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より外部専門機関との連携を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の重要な書類については、文書管理規程にしたがって、文書又は電磁的媒体（以下 文書等という）にて適切に、記録、保存、管理及び廃棄を行います。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ及び輸入管理等に係るリスク情報については、営業部門には担当執行役員、管理部門には担当取締役を配し、早期伝達を図るほか、取締役会直轄の「コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動に関するリスクをグループ横断で統括します。また、実際にリスクが発生した時は、速やかに必要な対策を講じます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、市場環境の変化に迅速に対応するため執行役員制度を導入し、経営方針・戦略の意思決定機関及び業務執行の監督機関であります取締役会と業務執行機関であります執行役員会とに役割を分離します。

取締役会は、毎月1回以上開催し、経営方針・計画の決定及びその進捗状況を検証し、法令・定款及び規程等に定められた事項の審議・決定を行います。また、情報や課題の共有化で、取締役の職務執行の効率的な実施を図ります。

執行役員会は、執行役員及び連結子会社社長を中心に毎月1回以上開催し、営業上の課題を中心に重要事項の検討や進捗状況を確認し意思決定の迅速化を図ります。

⑤ **当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、子会社へ取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査します。また、グループ会社の管理部署を設置し、関係会社管理規程に基づき、関係会社の管理及び指導、支援を行います。さらに、内部監査部門による監査を必要に応じて実施するものとします。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

当社は、監査役の職務を補助すべき専属の使用人は特に設けておりません。監査役は、必要に応じて、使用人に監査業務に関する事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、所属長等の指揮命令を受けないものとします。

⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとします。

監査役が、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制を確保します。

監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止します。また、監査役の職務を遂行する上で必要な費用の前払い、又は償還の手続、その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を支払うものとします。

⑧ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、代表取締役との間で定期的な意見交換会を開催します。また、内部監査部門及び会計監査人、グループ各社の監査役と定期的に連絡会を開催するほか、必要に応じて外部の専門家（弁護士、会計士等）を活用することができること等、監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取組み

当社は、各部門の責任者から成るコンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、コンプライアンス上の課題や改善策の検討を行いました。コンプライアンスに関する教育、啓蒙については、職種、階層別に研修を実施するとともに、行動指針を定めた「クレドカード」の配布、幹部会議での発信等により、法令、規則等の遵守に努めました。また、社外役員が、取締役及び執行役員、各部責任者との面談を実施し、会社方針の理解や職務の執行状況が適正であるか等の確認を行いました。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための取組み

取締役会については、15回開催（臨時取締役会を含む）いたしました。取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために社外役員が常時出席いたしました。

その他、執行役員会、営業D I V長会議を毎月開催し、取締役会で話し合われた内容の共有化を図るとともに、各部門における重点事項及び課題の報告やそれらの対策などの検討を行いました。

③ 監査役の監査について

監査役は、監査計画書に基づき、取締役会やその他の重要会議に出席いたしました。また、代表取締役との意見交換会や各取締役との面談を行い、会計監査人及び内部監査室との定期的な三様監査連絡会にて適宜意見交換を行いました。

④ 内部監査の実施について

当社の内部監査室は、内部統制上のリスクに応じて重点項目を定めた上で内部監査計画を策定し、この計画に基づき当社主要部門及び当社子会社について監査を実施しました。また、内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況については、代表取締役及び取締役会に報告いたしました。

⑤ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

当社は、当社及び当社子会社の全社的な内部統制及びIT全般統制並びに業務プロセスに係る内部統制における整備・運用状況について、各部門の自己点検及び内部監査を実施し、業務プロセスのリスクやコントロールについて確認及び見直しを行いました。内部監査室はその結果を内部統制委員会へ報告し、内部統制委員会は財務報告に係る内部統制の有効性について評価を行い、取締役会に報告いたしました。

⑥ 反社会的勢力を排除するための取組み

契約書等に反社会的勢力の排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取組みを総務部が継続的に実施いたしました。

(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容、当社グループの独自性及び当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社が中長期的な経営を行っていくことで当社の企業価値・株主共同の利益を継続かつ持続的に確保し向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは当社取締役会が代替案を提案するための時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、投資家の皆様に継続して当社株主を投資していただくため、以下の取組みを実施しております。

・企業価値向上への取組み

当社は、昭和28年に櫻屋商事株式会社を設立し、婦人服の企画・製造・販売を行う総合アパレル企業として、量販店を中心に多くのお取引先を通じ業容を拡大してまいりました。平成13年にクロスプラス株式会社に社名変更し、「夢と喜びあふれるファッションを提供し、豊かな社会の創造に貢献する。」の経営理念のもと、製造卸売事業を主軸としながらSPA（製造小売）事業を加えたグループ戦略を通じ、持続的成長と経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

当社事業の特徴は、婦人服業界トップシェアの販売枚数を誇る高感度・高品質・低価格を備えた「マスファッションの単品競争力」、独自のコンセプトを持つデザイナーズブランドやオリジナルブランドなど多彩な「ブランド力」、マスファッションの単品競争力とブランド力を掛け合わせた「売場提案型トータルウェアリングの企画力・提案力」になります。

主力となる製造卸売事業では、量販店、無店舗向けでは業界トップの地位を確保し、専門店、百貨店など幅広い取引先と強固な信頼関係を築いております。また、SPA事業では、「ATSURO TAYAMA」、「JUNKO SHIMADA」のデザイナーズブランドによる百貨店での店舗展開をしております。さらに、マスファッションの企画・生産力とマルチチャネルへの販売力、デザイナーズブランドのトータルウェアリングの演出力を組み合わせ、売場提案型トータル販売に取り組んでおります。また、中国やアセアンの海外有力工場との取組みによる効率的なサプライチェーンを構築しております。これらは変化の激しいファッション市場動向において機動力、柔軟性を発揮できる独自の仕

組み、企画・生産・販売まで一貫して運営する事業部組織のディビジョン制にも支えられ、当社の企業価値の源泉となるものです。

今後も、当社はグループ内で製造卸売、SPAそれぞれの強みを共有し活用することで国内市場での基盤強化に努め、アジアを中心とする海外マーケットの開拓により成長を図り、企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。

・コーポレート・ガバナンスの強化の取組み

当社は、経営の効率や公正性、法令順守を確保するためのコーポレート・ガバナンスの強化は、多様なステークホルダーの皆様と適切な関係を維持し、社会的な責任を果たすことに繋がり企業価値・株主共同の利益の向上に資するものと考えております。

当社は、経営の意思決定と業務執行を明確化するため、執行役員制度を導入しております。

また、現在当社の取締役8名のうち2名は社外取締役であり監査役4名のうち2名は社外監査役であることから独立性の高い役員により取締役の業務執行を監視できる体制となっております。取締役の任期は、経営陣の責任明確化のため、1年となっております。

さらに、コンプライアンス体制の強化のため、法令順守の具体策の審議や社内の啓蒙活動を行う機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しており、有効期間は、平成31年1月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとなっております。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、もしくは(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、又はこれに類似する行為（以下併せて「買付等」といいます。）を適用対象とし、こうした場合に上記目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、買付者及び買付提案者（以下併せて「買付者等」といいます。）には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を順守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会の買付者等による買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案（もしあれば）等が、当社経営陣から独立した社外者のみから構成される独立委員会に提供され、その検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者の助言を独自に得た上、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を順守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等を決議いたします。

本プランの詳細な内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.crossplus.co.jp/>)に掲載しております。

④ 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、前記③に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものであり、基本方針に沿ったものであり、また、以下の理由により当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ・買収防衛策に関する指針の要件に完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容になっております。

- ・株主共同の利益の確保・向上を目的に導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付がなされた際に、株主の皆様が、当該大量買付に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上させるという目的をもって導入されております。

- ・株主意思を重視するものであること

本プランは、平成28年4月27日に開催の当社第63回定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただき継続されたものであり、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認するものとされており、その有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを撤回する決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。

- ・独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立性の高い社外者で構成される独立委員会を設置しております。
独立委員会は、当社株式に対して買付等がなされた場合、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役はその判断を最大限尊重することとします。さらに、同委員会の判断の概要は株主の皆様へ情報開示されることとされており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。
- ・合理的な客観的発動要件の設定
本プランは、あらかじめ定められた合理的で客観的な要件が充足されなければ、実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。
- ・第三者専門家の意見の取得
独立委員会は、公認会計士、弁護士等の独立した第三者の助言を得ることができま
す。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。
- ・当社取締役の任期は1年であること
当社取締役の任期は1年とされており、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止することができるものとされており
ます。
従って、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。
- ・デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策でないこと
本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。
また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策のひとつとして位置づけ、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本方針としております。

この基本方針に基づきまして、内部留保資金につきましては、当社の企業価値向上を目的とし、中長期的な事業拡大のために投資してまいります。

期末配当金につきましては、1株につき3円とし、支払開始日を平成30年4月9日としました。これにより、平成29年10月に実施いたしました中間配当金（1株につき3円）とあわせまして、当事業年度の年間配当金は、1株につき6円となります。

連結貸借対照表

(平成30年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	20,033	流動負債	13,824
現金及び預金	4,243	買掛金	4,351
受取手形及び売掛金	10,932	電子記録債務	5,314
電子記録債権	2,281	短期借入金	1,600
商 品	1,901	1年内返済予定の長期借入金	607
貯 蔵 品	15	未 払 金	831
そ の 他	660	未払法人税等	99
貸倒引当金	△0	未払消費税等	58
		賞与引当金	92
固定資産	9,230	返品調整引当金	46
有形固定資産	4,084	そ の 他	823
建物及び構築物	2,061	固定負債	3,657
機械装置及び運搬具	39	長期借入金	1,473
器具備品	35	退職給付に係る負債	992
土 地	1,947	繰延税金負債	698
無形固定資産	100	そ の 他	491
投資その他の資産	5,045	負債合計	17,481
投資有価証券	4,535	【純資産の部】	
長期貸付金	242	株 主 資 本	10,344
退職給付に係る資産	13	資 本 金	1,944
そ の 他	255	資 本 剰 余 金	2,007
貸倒引当金	△1	利 益 剰 余 金	6,925
資産合計	29,264	自 己 株 式	△532
		その他の包括利益累計額	1,424
		その他有価証券評価差額金	1,648
		繰延ヘッジ損益	△239
		為替換算調整勘定	53
		退職給付に係る調整累計額	△37
		新株予約権	13
		純資産合計	11,782
		負債及び純資産合計	29,264

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年2月1日から
平成30年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		62,780
売上原価		50,302
返品調整引当金戻入額	37	
返品調整引当金繰入額	46	9
売上総利益		12,469
販売費及び一般管理費		12,083
営業利益		385
営業外収益		
受取利息及び配当金	88	
受業そ	107	
業務受託	22	
営業外費用	19	237
支為	21	
貸替	14	
貸取入原	53	
経常の利益	7	96
特別損失		526
減損損失	6	6
税金等調整前当期純利益		519
法人税、住民税及び事業税	58	
法人税等調整額	△205	△147
当期純利益		666
親会社株主に帰属する当期純利益		666

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成29年2月1日から
平成30年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成29年2月1日 期 首 残 高	1,944	2,007	6,295	△532	9,714
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△36		△36
親会社株主に帰属する 当期純利益			666		666
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	630	△0	630
平成30年1月31日 期 末 残 高	1,944	2,007	6,925	△532	10,344

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
平成29年2月1日 期 首 残 高	1,240	28	40	△130	1,178	－	10,892
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△36
親会社株主に帰属する 当期純利益							666
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	407	△267	13	92	246	13	259
連結会計年度中の変動額合計	407	△267	13	92	246	13	889
平成30年1月31日 期 末 残 高	1,648	△239	53	△37	1,424	13	11,782

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	18,647	流動負債	12,765
現金及び預金	3,518	買掛金	4,010
受取手形	352	電子記録債権	5,314
電子記録債権	2,259	短期借入金	1,000
売掛金	9,901	1年内返済予定の長期借入金	547
商蔵品	1,891	未払金	826
貯蔵品	15	未払費用	153
前渡金	1	未払法人税等	96
前払費用	146	預り金	65
繰延税金資産	284	賞与引当金	92
その他の	275	返品調整引当金	45
貸倒引当金	△0	デリバティブ債権	325
固定資産	9,220	その他の	290
有形固定資産	4,077	固定負債	3,579
建物	2,008	長期借入金	1,308
構築物	53	繰延税金負債	657
機械及び装置	38	退職給付引当金	945
器具備品	30	関係会社事業損失引当金	176
土地	1,947	資産除去債務	35
無形固定資産	99	その他の	456
ソフトウェア	81	負債合計	16,345
その他の	17	【純資産の部】	
投資その他の資産	5,043	株主資本	10,087
投資有価証券	4,525	資本金	1,944
関係会社株式	10	資本剰余金	2,007
関係会社出資金	50	資本準備金	2,007
長期貸付金	242	利益剰余金	6,668
長期前払費用	6	利益準備金	223
その他の	209	その他利益剰余金	6,444
貸倒引当金	△1	別途積立金	3,000
資産合計	27,868	繰越利益剰余金	3,444
		自己株式	△532
		評価・換算差額等	1,422
		その他有価証券評価差額金	1,648
		繰延ヘッジ損益	△225
		新株予約権	13
		純資産合計	11,523
		負債及び純資産合計	27,868

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(平成29年2月1日から
平成30年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		60,013
売 上 原 価		47,914
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額	36	
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額	45	9
売 上 総 利 益		12,090
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,599
営 業 利 益		490
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	86	
受 取 家 賃	107	
業 務 受 託 料	49	
そ の 他	18	262
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18	
貸 貸 収 入 原 価	53	
業 務 受 託 費 用	28	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	113	
そ の 他	7	220
経 常 利 益		531
税 引 前 当 期 純 利 益		531
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	54	
法 人 税 等 調 整 額	△208	△153
当 期 純 利 益		685

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年2月1日から
平成30年1月31日まで)

(単位：百万円)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

	株主資本等変動計算書								自己株式 株主資本 合計	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 別途積立金	剰余金				
						繰越利益剰余金	利益剰余金 合計			
平成29年2月1日 期首残高	1,944	2,007	2,007	223	11,000	△5,204	6,019	△532	9,439	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△36	△36		△36	
当期純利益						685	685		685	
自己株式の取得								△0	△0	
別途積立金の取崩					△8,000	8,000	—		—	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△8,000	8,648	648	△0	648	
平成30年1月31日 期末残高	1,944	2,007	2,007	223	3,000	3,444	6,668	△532	10,087	

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等	合計		
平成29年2月1日 期首残高	1,240	30	1,270	—	10,709	
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△36	
当期純利益					685	
自己株式の取得					△0	
別途積立金の取崩					—	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	407	△256	151	13	164	
事業年度中の変動額合計	407	△256	151	13	813	
平成30年1月31日 期末残高	1,648	△225	1,422	13	11,523	

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月20日

クロスプラス株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	小川	明	Ⓔ
代表社員 業務執行社員	公認会計士	倉持	政義	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クロスプラス株式会社の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロスプラス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年3月20日

クロスプラス株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	小川 明	Ⓔ
代表社員 業務執行社員	公認会計士	倉持 政義	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クロスプラス株式会社の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びひびき監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年3月22日

クロスプラス株式会社 監査役会

常勤監査役 曾 我 孝 行 ⑩

監 査 役 上 野 憲 一 ⑩

監 査 役 松 島 博 ⑩

監 査 役 川 合 正 ⑩

(注) 監査役松島博及び監査役川合正は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のため1名減員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p>やまもと ひろのり 山本大寛 (昭和52年6月24日)</p> <p>【再任】</p>	<p>平成20年1月 当社入社</p> <p>平成21年2月 当社社長室兼経営企画室担当部長</p> <p>平成23年2月 当社執行役員経営企画室兼情報システム室兼EC事業開発課担当</p> <p>平成26年4月 当社代表取締役社長</p> <p>平成27年2月 当社代表取締役社長兼営業本部長 (現任)</p>	60,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>山本大寛氏は、当社入社以来、社長室、経営企画室、情報システム室を担当する等、幅広い業務経験と知識を有しております。また、平成26年の代表取締役社長就任後は、営業本部長を兼任し、当社の企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取組んで改善するなど、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、リーダーシップを発揮していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者としていたしました。</p>		
2	<p>もり ふみ お 森文夫 (昭和23年10月23日)</p> <p>【再任】</p>	<p>昭和50年9月 当社入社</p> <p>昭和59年3月 当社取締役人事部長</p> <p>平成2年4月 当社専務取締役</p> <p>平成7年4月 当社取締役副社長</p> <p>平成9年4月 当社代表取締役社長</p> <p>平成26年4月 当社代表取締役会長</p> <p>平成28年4月 当社取締役会長 (現任)</p>	224,630株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>森文夫氏は、平成9年に代表取締役社長に就任して以来、専門店販売の強化や生産拠点のグローバル化、株式上場等、長年にわたり事業の拡大に努めてまいりました。平成26年からは代表取締役会長、現在は取締役会長に就任しております。当社事情に深く精通し、経営全般に関する知見を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、当社のさらなる発展に貢献していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者としていたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	きた で てつ お 北 出 哲 男 (昭和32年2月8日) 【再任】	昭和55年3月 当社入社 平成20年2月 当社執行役員営業担当 平成22年2月 当社常務執行役員営業第2本部長 平成24年4月 当社専務取締役営業本部長 平成27年2月 当社常務取締役営業担当 平成28年2月 当社常務取締役営業担当兼生産コントロール部担当(現任)	2,370株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>北出哲男氏は、当社に入社してから、営業部門における豊富な業務経験と実績を有しております。また、生産コントロール部担当として生産基盤の再構築を進める等、新たな取組みについても積極的に主導しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、全社的な視点から業務を推進していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。</p>		
4	にし がき まさ たか 西 垣 正 孝 (昭和34年12月6日) 【再任】	昭和57年4月 当社入社 平成16年2月 当社部長カジュアルD I V担当 平成19年2月 当社執行役員営業担当 平成28年2月 当社執行役員人事部兼経営企画室担当 平成29年4月 当社取締役人事部、情報システム室、ビジネスサポート部兼経営企画室担当(現任)	25,800株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>西垣正孝氏は、当社に入社してから、営業部門及び管理部門において豊富な業務経験と実績を有しております。また、平成28年からは人事部や経営企画室等を担当し、人事戦略及び中期経営計画を策定、推進し、経営管理基盤の強化に努めており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、全社的な視点から業務を推進していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。</p>		
5	つじ むら たか ゆき 辻 村 隆 幸 (昭和33年6月2日) 【再任】	昭和63年3月 当社入社取締役 平成13年5月 当社取締役経営企画室長 平成14年5月 当社常務取締役関係会社統括室長 平成20年2月 当社常務取締役内部監査室担当 平成26年4月 当社取締役副会長内部監査室担当 平成27年2月 当社取締役副会長(現任)	593,650株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>辻村隆幸氏は、当社に入社してから、取締役として経営企画室、関係会社統括室及び内部監査室等を担当し、事業管理等に関する豊富な経験と知識を有しております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、当社のさらなる発展に貢献していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
6	おお や まさ ひろ 大 爺 正 博 (昭和23年5月5日) 【再任】 【社外】	昭和48年4月 三井生命保険相互会社入社 平成17年4月 同社常務執行役員東京営業本部長 平成18年4月 当社社外取締役 (現任) 三生収納サービス株式会社代表取締役社長 株式会社ビジネスエイジェンシー 代表取締役社長 平成19年10月 株式会社マツモトキヨシホールディングス 社外取締役 (現任)	—
【社外取締役候補者とした理由】 大爺正博氏は、金融分野や企業経営をはじめとする豊富で幅広い経験や知識を有しております。社外取締役として、独立した立場で、取締役会の審議における重要な事項について、積極的な意見や提言等をいただいております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。			
7	え ぐち つね あき 江 口 恒 明 (昭和25年12月5日) 【再任】 【社外】 【独立】	昭和49年4月 伊藤萬(現、日鉄住金物産㈱) 株式会社入社 平成19年4月 住金物産株式会社取締役専務執行役員 繊維カンパニー長 平成24年6月 同社取締役副社長 繊維カンパニー長 平成25年10月 日鉄住金物産株式会社取締役副社長 平成27年4月 同社取締役 平成29年4月 当社社外取締役 (現任)	—
【社外取締役候補者とした理由】 江口恒明氏は、繊維業界での豊富な経験と高い見識を有しております。社外取締役として、独立した立場で、取締役会の審議における重要な事項について、積極的な意見や提言等をいただいております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大爺正博及び江口恒明の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者について
- (1) 社外取締役としての独立性について
大爺正博氏は、当社の使用人の三親等以内の親族であります。
- (2) 当社社外取締役に就任してからの年数について
大爺正博氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
江口恒明氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役大爺正博及び江口恒明の両氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その内容は本招集ご通知の添付書類10頁に記載のとおりであります。両氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は、江口恒明氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届出しており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役上野憲一及び監査役松島博の両氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

また、監査役候補者虫鹿宏氏は監査役上野憲一氏の補欠候補者、監査役候補者松永安彦氏は監査役松島博氏の補欠候補者であり、その任期は当社定款の定めにより前任者の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	虫 鹿 宏 (昭和30年8月7日) 【新任】	昭和54年3月 当社入社 平成16年4月 当社取締役経理部長 平成21年4月 当社常務取締役経理部長兼関係会社担当 平成23年2月 当社常務取締役経理部兼財務部担当 平成28年4月 当社常務取締役経理部兼内部監査室担当 (現任)	6,050株
	【監査役候補者とした理由】 虫鹿宏氏は、当社で長年にわたり経理や財務部門を担当し、会計や財務に関する豊富な業務経験と実績を有しております。この経験や実績を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性の確保に貢献していただけるものと判断し、監査役候補者いたしました。		
2	松 永 安 彦 (昭和27年7月20日) 【新任】 【社外】 【独立】	昭和50年4月 日本興業銀行入行 平成11年4月 興銀証券(株)(現みずほ証券(株)) 執行役員 平成19年4月 新光証券(株)(現みずほ証券(株)) 専務執行役員 平成22年4月 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング 取締役会長 平成23年4月 東海東京証券(株)専務執行役員投資銀行本部長 平成27年4月 東海東京インベストメント(株)取締役社長 平成28年10月 NSSK中部・北陸ジェンパー合同会社社長 (現任)	—
	【社外監査役候補者とした理由】 松永安彦氏は、銀行や証券、投資会社における長年の経験から企業経営や財務に関する豊富な知見を有しております。この経験や知見を踏まえ、独立した立場で、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性の確保に貢献していただけるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松永安彦氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役との責任限定契約について
当社は、松永安彦氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき同氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その内容は本招集ご通知の添付書類11頁に記載のとおりであります。
4. 松永安彦氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定です。

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

